

(7) 誘導施設への入口部

① 連続誘導がある場合

①-1. 点状ブロック

点状ブロックの幅は、施設側の入口の幅あるいは、歩行者用の構内道路の幅に合わせることを基本とする。但し、既に施設側に点状ブロックが敷設されている場合は、その幅と合わせるものとする。また、点状ブロックの列数は1列敷設を基本とする。

位置は道路と施設側との境界で段差がない場合は、官民境界より18cm（地先境界ブロック分）程度離して敷設する。ただし、段差がある場合については、官民境界より30cm程度離して敷設するものとする。

<解説>

歩行訓練では、施設への方向を示す線状ブロックAを見つけやすいよう、施設のある側に立ち、下図のように白杖で確認しながら歩くよう指導されている。そのため、線状ブロックAの敷設は非常に重要である。

歩道上の線状ブロックの端から官民境界までは60cm程度であるため、点状ブロックの列数を2列とすると、施設の方向を示す線状ブロックAを敷設するスペースがなくなる。このため、点状ブロックの列数は1列とする。

また、官民境界に段差がある場合には、つまづく等の危険を避けるため、30cm程度離れたうえで点状ブロックを敷設する。この場合、線状ブロックAの位置も下図の場合より車道側に30cm程度移ることになるため、歩道上の線状ブロックは、官民境界から90cm程度離して敷設することになる。

図7-1

官民境界側に段差がない場合

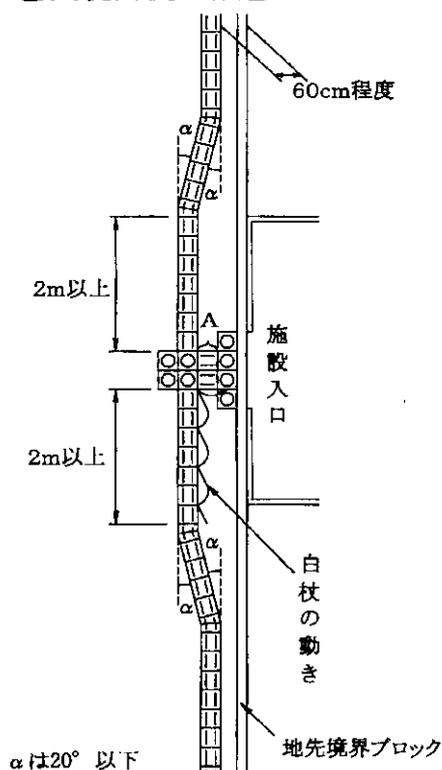
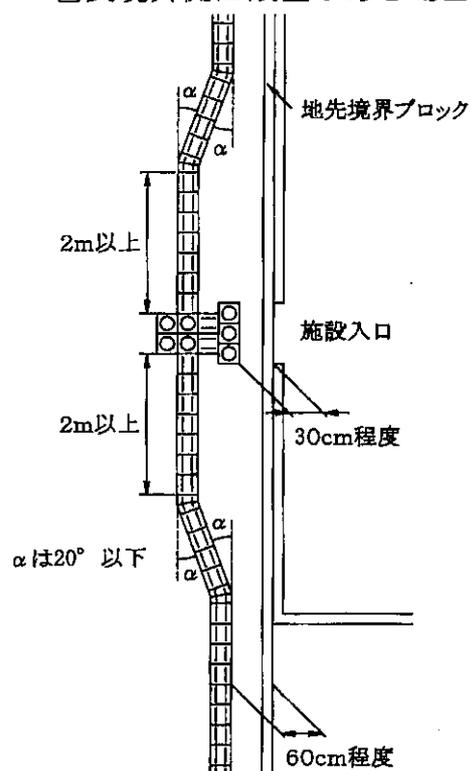


図7-2

官民境界側に段差がある場合



①-2. 線状ブロック

施設入口から線状ブロックを2列で伸ばし、歩道部を誘導する線状ブロックと交差するよう敷設するものとする。

<解説>

線状ブロックの役割については①-1の解説に示す通りである。線状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」(p3)にて記述した内容により定めた。

①-3. 歩道部を誘導する線状ブロックと、隣接施設へ誘導する線状ブロックとの交差形状

分岐点であることを確認できるように、歩車道境界側に敷設する4枚については点状ブロックとする。

<解説>

歩車道境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2).②-4」(p21)にて記述した内容により定めた(図3-17のA1の点状ブロックと同様、歩道を誘導する線状ブロックとの分岐であることを案内するためのものである)。

図7-3 誘導施設部での敷設

